

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## An Essay of Fujiwara no Yasunori Den : The Acquirement of the “Critical Mind” and its Significance in the History of Literature

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Kawano, Tomoya メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000557">https://doi.org/10.57529/00000557</a>

## 『藤原保則伝』試論

〈批判精神〉の獲得とその文学史的意義

河野友哉

## 第一節 問題意識——平安朝文学史をめぐって

「国風文化」なる用語について、「仮名文字の発達に伴う国文学の隆盛は、その代表的なものである」<sup>1)</sup>、あるいは「宮廷の女房を中心とする日記、随筆、和歌などの仮名文学が発達し」<sup>2)</sup>といった言説に象徴されるごとく、仮名で書かれた王朝文学が「国風文化」と相即不離の関係であったという理解が、今日に至るまで行われている。

稿者はここで「国風文化」それ自体を云々するのが目的なの

ではない。ただ、上述の「国風文化」理解と符合することなく、これまでの平安朝文学史も、やはり仮名文に偏重して構築されてきたのではないかという問題を提起したいのだ。その一つとして「仮名文学の成立」という問題を例に取ってみても、非常に多くの研究の蓄積がある<sup>3)</sup>。

だが、その仮名文学の成立に先立つ九世紀末から十世紀初頭の時期に、既に散文テキストは他にも存在していた。その代表的作品が、今から組上に載せようとする、漢文体の伝記『藤原保則伝』（以下『保則伝』）である。稿者としては、かような漢文体テキストに注目することで、伝記といった漢文体の散文叙

述をも含めた和・漢の包括的な文学史を構築してゆく必要性を強く感じている。とりもなおさず本稿は、かかる問題意識のもと、『保則伝』に求め得る〈批判精神〉に着目し、それが平安朝文学史においていかに画期的なものであったかを明らかにしめようと試みるものである。そしてこの試みは、日本の散文叙述という問題を考えてゆく文学史的営為にも、いくばくかの寄与をなし得るものと信じる。<sup>4)</sup>

## 第二節 『保則伝』の叙述に見る〈批判精神〉

では、その〈批判精神〉なるものは一体いかに定義され、またいかにしてテキスト上に現出するのだろうか。早速本節では、『保則伝』の叙述に求め得る〈批判精神〉を詳らかにしめたいと思う。まずは具体的な本文を掲げ、その都度説明を施す。

①無<sub>レ</sub>幾遷<sub>二</sub>民部大輔<sub>一</sub>。民部省例、以<sub>二</sub>商布<sub>一</sub>貴、貿<sub>二</sub>諸国米<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>充<sub>レ</sub>官人厨用<sub>一</sub>。名<sub>二</sub>為<sub>二</sub>交易<sub>一</sub>、实是<sub>二</sub>箕斂<sub>一</sub>。諸国百姓、為<sub>レ</sub>之愁苦。  
(続群書類従／67頁)

『思想大系』も指摘する通り、「商布」は諸国の米と交換されるものであったようだ。しかし、その交換は「名は交易と為せども、実は是れ箕斂」であったという。この「箕斂」なる表現

だが、それそのものこそ日本の文献には用例を見出し得ないものの、類例としては、

◇国郡等司、莫<sub>レ</sub>因<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>、侵<sub>二</sub>擾<sub>二</sub>百姓<sub>一</sub>、強<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>收斂<sub>一</sub>。布<sub>二</sub>告遐<sub>一</sub>邇<sub>一</sub>、知<sub>二</sub>朕意<sub>一</sub>焉。

(続日本紀) 天平十五年十月十五日／新大系②・432頁)

◇近得<sub>二</sub>飛語<sub>一</sub>云、「彼吏、或擊<sub>レ</sub>目閉<sub>レ</sub>口、似<sub>二</sub>避<sub>レ</sub>時<sub>一</sub>之人」。或忘<sub>レ</sub>恥貪<sub>レ</sub>財、為<sub>二</sub>聚斂<sub>一</sub>之<sub>二</sub>困<sub>一</sub>。府司国宰、莫<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>悲傷<sub>一</sub>。若如<sub>レ</sub>此不<sub>レ</sub>變、恐<sub>レ</sub>嚙<sub>レ</sub>齊不<sub>レ</sub>及<sub>一</sub>。

(日本文徳天皇実録) 仁寿二年二月八日／国史大系・37頁)

が挙げられ、いずれも役人による人民への搾取と解するべきであり、「箕斂」もこの二例と同一の文脈において理解されよう。

「諸国の百姓、之が為に愁へ苦しむ」のである。

②官軍大駭、狼狽散走。賊乘<sub>レ</sub>勢前後奮擊焉。官軍大潰。遂斬<sub>二</sub>出羽国弩師<sub>一</sub>神服直雄<sub>一</sub>及<sub>二</sub>西国偏裨<sub>一</sub>数十人<sub>一</sub>、軍士被<sub>レ</sub>殺虜数百千人、軍实甲冑、悉被<sub>二</sub>鹵獲<sub>一</sub>。遂相蹈藉、死者不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>勝数<sub>一</sub>。文室有<sub>二</sub>房被<sub>一</sub>創始死。小野春泉潛<sub>二</sub>伏<sub>一</sub>死人之中<sub>一</sub>、纔得<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>害。藤原梶長深<sub>レ</sub>窺<sub>二</sub>草間<sub>一</sub>、五日不<sub>レ</sub>食、賊去<sub>レ</sub>之後、步逃<sub>二</sub>至<sub>二</sub>陸奥国<sub>一</sub>。  
(68頁)

この「元慶の乱」の描写について、所功氏は『保則伝』当該部分と内容上対応する正史『三代実録』元慶二年六月七日条、

十六日条との比較を試み、「実録は(5)も(6)も(引用者注、(5)は六月七日条、(6)は十六日条)出羽国守の飛駅奏言に基づいて、賊軍の攻勢と官軍の応戦ぶりを詳細に伝へてゐる。これに対して本書(引用者注、『保則伝』)は、官軍の狼狽と惨敗の様子を端的に描き出してゐる」と指摘した上で、「前者は現地(出羽)の官軍に弁護的であるが、本書はそれ(とくに軍指揮者達)に批判的だといへよう」と結論付けている。当を得た見解と思われるが、ひとまず正史の叙述を實際に見てみよう。

◇重飛駅言曰、「権介藤原朝臣統行、権掾小野春泉、文室有房等、進至秋田旧城。蓄甲積糧。陸奥押領使大掾藤原梶長等所<sub>レ</sub>将援兵、与<sub>二</sub>本国兵卒<sub>一</sub>合五千余人、聚在<sub>二</sub>城中<sub>一</sub>。賊出<sub>二</sub>不意<sub>一</sub>、四方攻圍。官軍力戰、賊勢<sub>レ</sub>暫盛。権介統行等戰敗而歸。権掾有房<sub>レ</sub>殊死而戰、殺賊数人、賊矢中<sub>二</sub>左脚<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>瘡逾<sub>レ</sub>膺。軍無<sub>レ</sub>後繼、<sub>二</sub>攫<sub>レ</sub>身逃<sub>レ</sub>歸。権介統行男、從軍在<sub>レ</sub>戰、及<sub>レ</sub>權弩師<sub>二</sub>神服直雄<sub>一</sub>、並戰而死。甲冑三百領、米糒七百碩、衾一千条、馬一千五百疋、尽為<sub>二</sub>賊所<sub>レ</sub>取。自余軍<sub>レ</sub>実<sub>レ</sub>器仗<sub>レ</sub>・什物<sub>レ</sub>、一無<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>存者。」

(『日本三代実録』元慶二年六月七日／国史大系後篇・429～430頁)  
◇出羽国守藤原朝臣興世飛駅奏言、「賊鋒強盛、日增<sub>二</sub>暴慢<sub>一</sub>。

圍<sub>二</sub>守<sub>レ</sub>營所<sub>一</sub>、視無<sub>レ</sub>去意。官軍畏懼、只事<sub>二</sub>逃散<sub>一</sub>。陸奥軍

士二千人、押領使大掾藤原梶長等、窃求<sub>二</sub>山道<sub>一</sub>、皆悉逃亡。」

(同、同年六月十六日／同後篇・431頁)

正史に比して『保則伝』が朝廷に批判的である点は無<sub>レ</sub>論背われようが、さらに『保則伝』の方が『三代実録』より記述量は少ないながらも、詳細で具体的な描写に及び得ている。引用②および『三代実録』引用部に四角で囲った四名のうち、その死闘ぶりは文室有房のみ『三代実録』の方が詳述されているが、それ以外の三名をめぐる戦闘描写は、例えば藤原梶長について「深く草の間に竄れて、五日食はず。賊去る後に、歩き逃れて陸奥国に至る」と説明することく、『保則伝』の方が細部に踏み込んだ描写がなされている。

③如<sub>レ</sub>聞、秋田城司良岑近者、聚斂無<sub>レ</sub>厭、徵求万端。故置<sub>レ</sub>怨積<sub>レ</sub>怒、致<sub>二</sub>叛逆<sub>一</sub>。……(中略)。異時、秋田城司、貪欲暴横、<sub>二</sub>鬻<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>填<sub>一</sub>。若<sub>レ</sub>毫毛不<sub>レ</sub>協<sub>一</sub>其求<sub>レ</sub>者、楚毒立施。

(68～69頁)

引き続き「元慶の乱」をめぐる記述。そもそも政府に反旗を翻す状況に蝦夷を至らしめた原因は、秋田城司「良岑近」なる国司が人民に苛政を強いていたためであったという驚愕の事実が暴露されるのである。

しかし、かかる国司の不当な収奪や搾取は、単に「良岑近」という一地方官に限った話ではなかったはずである。「良岑近」なる官吏の横暴は決して彼の属人性に帰されるべき問題ではなく、九世紀後半における地方政治の混乱という、より普遍的な文脈の中で理解されるべき問題ではないのか。ゆえにこの記述は、「良岑近」一個人を糾弾・断罪するものではなく、律令国家崩壊期の社会矛盾の一つと言うべき、地方行政の破綻という問題自体を取り上げた言説であると解すべきなのだ。

④(出羽国八) 民・夷雜居、田地膏腴、土産所出、珍貨多端。豪吏并兼、無有紀極。私増租税、恣加徭賦。

(69頁)

次いで④では、出羽国は土地が豊かで珍しい財宝も多く出てくるが、それを「豪吏」が「并兼」するという。その「并兼」なる表現だが、

◇而今已奸其田、終闕厥貢。牧宰空懷無用之田籍、豪富弥収并兼之地利。非唯公損之深、亦成吏治之妨。

(『本朝文粹』「意見十二箇条」／新大系・5頁)

◇是日、前筑前国守文室朝臣宮田麻呂、取李忠等所賣雜物、……(中略)。而奪廻易之便、絶商賈之權、府司不加勘発、肆令并兼。非失賈客之資、深表無

王憲之制。

(『続日本後紀』承和九年正月十日／講談社学術文庫下17～18頁) 右の二例において「并兼」する主体は「豪富」、並びに(前任だが)「筑前国守」である。まず後者だが、あの文室宮田麻呂がいかに強欲な人物であったかは史実に明らかであるし、前者の「豪富」も必ずしも役人を意味しないにせよ、強欲な者が不当な収奪に及んでいる事実が看取できるだけでここでは十分だろう。財を蓄え豊かになった強欲な地方官が、一層の不当行為——「并兼」——に及んでいる実態が、白日の下に晒されているのである。

⑤ 権門子、年来求善馬・良鷹者、猥聚如雲。辺民愚朴、無知告訴、唯隨其求、不煩費。

(69頁)

引き続き出羽国の話である。今度は「権門」つまり諸々の院宮王臣家・五位以上が馬や鷹を目当てに「雲の如く」集まってくる」と述べた上で、「告訴するを知ること無く、唯だ其の求むるに随ふのみにして、煩費を言はない人民の姿をも描いているのだが、『保則伝』は彼ら人民がかように従順である理由を、「愚朴」であるためと語る。無知蒙昧な人民は、権門勢家の略奪に抵抗し得ない。これも当時の社会の現実だったのだろう。

⑥ 良岑近者、貪叨賊穢、致此寇乱。而亦無懲惡之典。由是、

衆議多議「昭宣公賞罰之柄」。

(70頁)

⑥には、乱の原因となった秋田城司「良岑近」が何ら処罰を受けずに終わり、「昭宣公」＝基経の裁定を「衆議」つまり皆が非難したと記されている。何度もその名が登場する「良岑近」はおそらく批判されるべき「悪吏」だったのだから、かかる基経批判をわざわざ書き記す必要があったとは思われない。この記述は、『保則伝』においてその批判的性格が体制批判という形で最も直接的に言表されたものと言えよう。

⑦元是姦猾之輩、猥聚鎮西境内。其筑前・筑後・肥前三国、尤為群盜之藪沢。郷閭騷擾、道路隔絶。人民有蓄積者、皆被殺略。行旅有資儲者、無有令治。……(中略)。

衆人皆云、「宜多發軍士、悉加鉏誅上。」公曰、「吾聞、此盜渠帥、率非編戶之民、皆是流浪之輩也。或良家子弟逐衣食之利、或旧吏僕從取婚姻之便。寓居边城、猶如桑梓。而比年不稔、生産失利。無頼之輩、同惡相濟、争尋干戈。赴為賊徒。国之民大半為盜。……(中略)。此輩不懷凶狡之心、多是為飢寒被逼迫而已。……(後略)。」(70頁)

大宰府について、保則が大宰大貳として赴任する以前の惨状を語る場面が⑦である。赴任当時の大宰府の状況を示す史料と

して、『思想大系』は『類聚三代格』寛平三年九月十一日の太政官符とその所引、延暦十六年四月二十九日に大宰府へ下された符を挙げる。

◇ 応禁制京戸子弟居住外国事

右齊衡二年六月廿五日格備、延暦十六年四月廿九日下大宰府符備、……(中略)。今聞、秩滿解任之人、王臣子孫之徒、結党群居、同惡相濟、佞媚官人、威凌百姓、妨農奪業、為蠹良深、……(中略)者。右大臣宣、……(中略)。頃年京貴人・庶王臣子孫、或就婚姻、或

遂農商、居住外国業同土民、既而凶党相招横行村里、对捍宰吏、威脅細民。非唯妨国務、抑亦傷風教。(『類聚三代格』卷十九／国史大系後篇・620～621頁) 京を本貫とする者やその子孫が他国に住み着いている問題は、他に『三代実録』元慶八年八月四日条などにも見え、九世紀後半当時、律令国家崩壊という根柢の問題に基づく喫緊の課題であったことが理解される。

ただ、単に彼らの問題行動を概括的に示すだけであれば、正史や官符の類にもかように見出されるのに対し、『保則伝』では、「或は良家の子弟にして衣食の利を逐はれ、或は旧吏の僕從にして婚姻の便を取る」而るに比年稔らずして、生産の利を失ふ」

「此の輩必ずしも凶狡の心を懷かず、多く是れ飢寒が為に逼迫せらるるのみ」と保則に語らしめ、官撰国史では決して語られない彼らの拠所ない事情に切り込む。かかる叙述態度の差異は、その文献が担う役割に多く規定されよう。「律令政治のはなやかな時代の政府の權威を負って撰修せられ」<sup>(9)</sup>、国家の正統性を語らねばならない正史や、支配のために必要な情報を提示、伝達する官符のごとき文献においては、問題に対処することの重要性を認識させるのが最重要事項であったのだから、その原因たる彼らの背景事情など語る必要もない。さらに言えば、そもそも彼らが京を離れ地方に移住して混乱を引き起こしているという現実、解体期律令国家が抱える社会矛盾に他ならず、支配者層が容易に触れ得る問題ではなかっただろう。

なお、『保則伝』は保則の「良吏」像を強調すべく、主に漢籍による潤色や誇張が多分に施されていることが研究史上の説説となっているが、引用⑦における保則の言は、その類ではないかろう。すなわち、清行が彼に語らしめた内容は、漢籍を引用するまでもなく、解体期の律令国家が対応に苦慮した暗部であったのだと容易に推察されるのだ。

さて、『保則伝』にかような描写が見られる点について、今井源衛氏は次のごとく述べる<sup>(10)</sup>。

前述の紊乱した地方政治の暴露も、実は保則という一人物の伝に必要な量を越えて、作者は政治や社会批判そのものに関心をもっていたと思われるほどである。……(中略)。  
在野的・批判的姿勢は恒貞親王伝よりもいっそう濃厚である。

高橋富雄氏もまた、その批判的性格を、

『三代実録』の記事はたしかに詳しい。しかし、『保則伝』と読みくらべてみると、『三代実録』はまさに官撰国史である感を深くする。これに対して、『保則伝』は歴史家の批判の書、一つの透徹した歴史評論という性格のものである。『三代実録』が支配する者の立場に立って、官庁用記録として事実をただ羅列するだけなのに、『保則伝』ではきびしく選ばれた事実、歴史の真実を語らせようとする歴史家の立場がはつきり指し示されているのである。……(中略)。その点で『保則伝』は、『三代実録』以上に歴史の真実をよく伝えていっているといつてよいのである。  
と指摘する(傍線は引用者による)。これらは、作品全体が批判性を孕んでいることを認める指摘であり、とりわけ引用⑥の記述は確かに体制批判を強く示しているよう。

しかし、先に掲げた描写が先学の言うごとく「在野的」ある

いは反体制的に「歴史の真実」を語っているととしても、それはあくまで結果として副次的に生じたものであり、これを単なるイデオロギー、つまりテーゼとしての「体制」とそのアンチテーゼとしての「反体制」という二項対立に回収するべきではない。かような「読み」は、ややもすれば作品が内包する表現上の問題や特質を、全て政治的イシューに矮小化してしまう。

引用①から⑦に至るまでの記述は、交易という名の搾取、官軍の惨めな敗北、国司や郡司ら地方官の横暴・収奪、特産品めがけて集まる権門の子弟と、無知蒙昧であるがために抵抗し得ない人民、地方政治の混乱を正當に断罪できない権力者、本貫の京を離れ地方で生活苦のために荒れる悪党らの姿を見事に炙り出している。かような描写には、政治的な体制批判のみに留まらず、多様な身分階層を捉え、かつ社会に生起している種々の問題を取り上げようという、作者清行の〈批判精神〉が看取できよう。

そして何より注意すべきは、如上の社会問題が常に保則の「良吏」像を顕彰するために、その事績と相互補完的に描かれている点である。かくのごとき方法は、作者清行の〈批判精神〉が『保則伝』を貫き、その作品の展開において不可欠な要素だということを物語っていよう。それはまさしく、文学作品における

る「主題性」と言うべきものではないか。

### 第三節 仮名文学の始発『竹取』の叙述に見る〈批判精神〉

前節では、十世紀初頭成立の『保則伝』において、人間社会の多様な有り様に光を当て、それらを客観的に描き出して相対化しようとする叙述態度Ⅱ〈批判精神〉が認められ、そしてそれが作品内で「主題性」を獲得している点を確認した。引き続き、仮名文学の始発であり、物語文学の嚆矢として誰もが知る『竹取物語』を例にとつて考えてみたい。現存『竹取』は『保則伝』よりやや後に成立したものと見られるが、かかる仮名文学の始発には、一体いかなる精神性ないし主張性が看取されるのか。それを確認することで、『保則伝』の文学史的意義が一層明瞭になるはずだ。まずは、有名な冒頭部分を引こう。

・今は昔、竹取の翁といふものありけり。野山にまじりて竹を取りつつ、よろづのことに使ひけり。名をば、讃岐の造となむいひける。  
(集成・9頁)

この記述において、「竹取の翁」は自ら竹を取つて加工することを生業とする人物だと語られるのだが、古代律令国家では、



建前にせよ「班田収授」が「田令」(区分条、六年一班条)に規定されているにも関わらず、翁は口分田を与えられる対象ではなかったようだ。すなわち、かかる描写は、後藤康文氏が「田畑をもたぬ古代社会の賤民」と評している通りで、古代律令国家において「竹取の翁」は自分の土地を有さない、良民社会の埒外に存在する人間であった事実を物語っているのである。

かかる事実が作品冒頭にて明示される意味は何か。その手がかりは、以下の文献にある。

◇昔老翁有りき。号けて竹取の翁と曰ひき。この翁、季春の月に丘に登りて遠望し、忽ちに羹を煮る九箇の女子に値ひき。百嬌儷なく、花容匹なし。時に娘子等、老翁を呼びて嗤ひて曰く、……(後略)。

〔万葉集〕・三七九一―三八〇二題詞／岩波文庫④・256、258頁

◇丹後の国。丹波の郡。郡家の西北の隅の方に比治の里あり。

この里の比治の山の頂に井あり。その名を麻奈井と云ふ。

今は既に沼と成れり。この井に天つ女八人降り来て浴水む。

時に老夫婦あり。その名を和奈佐老夫・和奈佐老婦と曰ふ。

この老らこの井に至り、窃かに天つ女一人の衣と裳を取蔵しつ。

〔丹後国風土記〕逸文／新編全集・483―484頁

◇近江の国伊香の郡与胡の郷、伊香の小江、郷の南に在るな

り。天の八女、俱に白鳥と為り天より降りて、江の南の津に浴む。時に、伊香刀美、西山に在りて、遙かに白鳥を見るに、其の形奇異し。因りて若し是れ神人なるかと疑ひて、往きて之を見るに、実に是れ神人なり。是に於いて伊香刀美、即ち感愛を生して、還り去るを得ず。窃かに白き犬を遣はして天の衣を盗み取らしむるに、弟の衣を隠すを得たり。

〔帝王編年記〕養老七年／国史大系・148頁

まず『万葉集』の題詞が語る「竹取の翁」伝説だが、その語り出しに注意してみれば、このテキストは翁の素性について、彼が「老翁」であることと名が「竹取の翁」であることしか語らない。同様に『丹後国風土記』逸文と『帝王編年記』所収の白鳥説話も、「和奈佐老夫」「伊香刀美」とその人物名だけは明らかにするものの、それ以上の素性は一切明かさなまま、物語を次の段階へと進行せしめる。

一方「竹取」は彼の別名「讃岐の造」のみならず、彼の生業にまで筆を及ぼしている。この事実、原「竹取」とでも言うべき一次的な原態が伝承され生長してゆく過程において、現存「竹取」作者が、古代律令国家における翁のヒエラルキー―自分の土地を持たざる賤民であったことを新たに書き加えた、さような可能性をも示唆しているのではなからうか。この示唆を

見逃してはならない。その表現行為は、当時の社会における身分制の構造の一端を『竹取』というテキストに内包せしめた、と言えるからである。

もう一つ注目したいのは、いわゆる「求婚難題譚」である。

「なほ言ひけるは、色好みといはるるかぎり五人、思ひやむ時なく、夜昼来けり。その名ども、石作の皇子・庫持の皇子・右大臣阿部御主人・大納言大伴御行・中納言石上麻呂足、この人々なりけり」（集成・12頁）と紹介される五人の貴公子たちの求婚は、あえなく全員失敗に終わるのだが、その描かれ方について論じた、次に掲げる保立道久氏の考察がとりわけ興味深い。

その地位・官職は、皇子二人と、右大臣・大納言・中納言であつて、天武・持統の朝廷の中心人物である。……（中略）、『竹取』の著者は、石作皇子に象徴される王族の軽佻さにも、車持皇子に象徴される摂関家の権謀術数ぶりにも（強い批判をもつていたとせざるをえない。……（中略）。

平安時代の都市貴族たち、「勢家」たちは、まずは富を握る上級の宮廷貴族、そして武威を握る中級の武門貴族、そして官衙に巣くう文官貴族に区分することができる。『竹取物語』の作者は、見事に、その類別を描き出し、世俗のイキホヒなるものを順序にならべ、その上でその全体を否

定してみせたのである。

皇子あるいは大臣や納言といった貴顕の人間たちをめぐる貴公子譚が、世俗の権門勢家を風刺するとき客観的姿勢で描き出されているという保立氏の指摘に、異論はなからう。皇子や大臣といった世俗の権勢が恋に溺れ転落、身を滅ぼし、そして世間の嘲りに遭う様子を詳らかに描き出そうとする態度には、客観的かつ観察的に、人間社会を照射しようとする精神性が胚胎していると言うべきなのである。

ここまで、冒頭部分と求婚難題譚について確認したが、人間の構造を相対化しようとする叙述は、それだけに留まらない。最後に掲げる記述は、かぐや姫の評判を耳に入れた帝が、内侍中臣房子を翁宅に遣わした場面である。

・内侍、「かならず見たてまつりて参れと、仰せごとありつるものを。見たてまつらでは、いかでか帰り参らむ。国王の仰せごとを、まさに、世に棲み給はむ人の承り給はでありなむや。いはれぬことなし給ひそ」と、言葉はづかしく言ひければ、これを聞きて、ましてかぐや姫聞くべくもあらず。「国王の仰せごとを背かば、はや殺し給ひてよかし」と言ふ。

（集成・60頁）

「国王の仰せごとを、まさに、世に棲み給はむ人の承り給は

でありなむや」という内侍の発言に看取される皇権力の絶対視は、

◇抑一天之下、寧非王土。九州之内、誰非公民。」

(『本朝文粹』「心討平将門符」／新大系・146頁)

◇食す国の内の物は、皆国皇の物にして、針を指す許の未だに、私の物都て無し。

(『日本霊異記』下・第三十九縁／大系・45頁)

右の文献に窺える、「王土王民思想」と同根の思想であろう。

『竹取』のこの場面において、「王土」＝日本の支配領域に生きたる「王民」を支配する地上(人間)の皇権力が、天上(月)世界の住人であるかぐや姫によつて完全に無力化されてしまっている点を看過するわけにはいくまい。その地上の皇権力の行使者＝帝は、業を煮やして強引にかぐや姫の袖を掴み御輿に乗せようとするが、その瞬間かぐや姫は「影」となってしまう。この、言わば超常現象に相対した帝の「はかなく口惜し」という感想こそ、天上(月)世界に対する地上(人間)の皇権力の敗北宣言と見なすべきであろう。

以上、『竹取』という仮名文の叙述において一体いかなる精神性や主張性が見出されるのか、一、三の私見を交えつつ確認した。それは、以下のポイントにまとめられよう。①世俗の権

力や身分階層など現実社会の実相を、虚構の世界を通して客観的に提示しようとする。②そしてそれを相対化し、批判しようとする。それはある種の「内省」とも言い得る。③それらの社会批判は、各々の作品において物語の進行・展開上きわめて重要な意味＝主題性を獲得している。これら①②③の精神性・主張性は、まさに前節で明らかにした『保則伝』の(批判精神)と符節を合するものであると言わねばならない。なお、③の主題性」という点であるが、例えばもし翁が「古代社会の賤民」ではなく都の大富豪だったら、もしかぐや姫が帝の強引さに屈して連行されていたら、もし貴公子たちのうち誰かがかぐや姫と成婚出来ていたら、この『竹取』というテキストの構成は一瞬にして破綻してしまうであろうこと、想像に難くない。

さらに申し添えておこう。仮名文学の始発たる『竹取』の叙述に見えるかような(批判精神)は、その百年ほど後に成立したと見られる『落窪』にも求め得る。例えば「継母いじめ譚」とても言うべき「復讐」の段では、

・右のおとゞ、聞き給ひて、「まことにや、しかくはせし、女車をなさげなくしたりと言ふなるは。そのうちに、かの二条のものど聞きしは、いかに思ひてせしぞ。」とのたまへば、……(中略)「人のそしりな負ひそ。さ思ふやうあり。」

とのたまへば、女君はいとほしがり嘆き給へば、……（後略）。

（岩波文庫・246～247頁）

と、衛門督が賀茂祭にて継母方の典薬助に暴行、さらには継母北の方を車から引き落としたことに対して、衛門督の父右大臣が苦言を呈する場面がある。特に注目すべきは、父右大臣の「人のそしりな負ひそ」という発言である。『新編全集』も一部言及している通り、その行為が「そしり」を受けるべきものという右大臣の判断が確かに看取されるのだが、のみならず、その「そしり」は「人」すなわち世間に共有されるべきものだという『落窪』作者の態度をも認めることが出来よう。それがまさしく〈批判精神〉ではなからうか。

右掲の部分はあくまで一例に過ぎないが、『竹取』において花開いた〈批判精神〉は、かくのごとく後代の物語文学にも継承されてゆくのである。

#### 第四節 前代の散文叙述との比較——『懐風藻』の

##### 人物伝と『和氣清麻呂伝』を例に

さらに、前代の漢文体テキストにも考察を加えようと思う。ただし、本稿は文学史上の問題を検討するものである。そこで、

いたずらな羅列を避け、かつ比較に耐え得る前代の漢文体テキストとして『懐風藻』の人物伝と単行の人物伝『和氣清麻呂伝』（以下『清麻呂伝』）とを選んだ。まず、これらのテキストはいずれも「漢文伝」という形式を取っている点において、『保則伝』との共通項を有しており、比較の前提を担保しているよう。

次いで重視した点は、その成立時期である。その成立が序文に天平勝宝三年（七五一）と明記されている『懐風藻』は、上代のテキストであると無論了承せられるだろうし、『清麻呂伝』も、現存本文の成立年代は未詳にして、ほぼ同文の薨伝が『後紀』延暦十八年二月二十一日条に見えるなど成立論的な問題こそあれ、夙に「両伝に先行する和氣氏の家譜・家伝があったと考えられる方がよい」との指摘があり、さらに『群書解題』もその成立を天長二年（八二五）から承和八年（八四一）の間に想定するなど、『清麻呂伝』に内容的な古態性を認め、九世紀前半のテキストと見なす本稿の前提は、従前の研究史を踏襲するものである。

はじめに『懐風藻』の人物伝であるが、『懐風藻』には大友皇子ら皇族四名、釈智蔵ら僧四名、そして石上乙麻呂を合わせた計九名の伝が収められている。

まず先に、僧四名の伝について結論から言えば、上述のごと

き〔批判精神〕は全く見出されず、各人の顕彰に終始している。その例として、「釈弁正伝」と「釈道慈伝」の各々全文を掲出してみよう（以下便宜的に「人物名」伝」の形式で呼ぶ）。

・ 弁正法師者、俗姓秦氏。性滑稽、善談論。少年出家、頗洪玄学。太宝年中、遭学唐国。時遇李隆基龍潜之日、以善困基、屢見賞遇。有子朝慶・朝元。法師及慶、在唐死。元帰本朝、仕至大夫。天平年中、拜入唐判官。到大唐見天子。天子以其父故、特優詔、厚賞賜。還至本朝尋卒。（大系・96～97頁）

・ 釈道慈者、俗姓額田氏、添下人。少而出家、聡敏好学。荣材明悟、為衆所推。太宝元年、遭学唐国。歴訪明哲、留連講肆。妙通三藏之玄宗、広談五明之微旨。時唐簡下于國中、義学高僧一百人上、請入宮中、令講仁王般若。法師学業穎秀、預入選中。唐王憐其遠学、特加優賞。游学西土、十有六歳。養老二年、帰来本国。帝嘉之、拜僧綱律師。性甚骨鯁、為時不容。解任帰、遊山野。時出京師。造大安寺。年七十余。（同・164～165頁）

単行の人物伝も国史の薨卒伝も、古代において漢文で記された人物伝はその冒頭に氏・姓や本名、出身・出自などの概略を

示し、次に人柄・容姿・才学といった個人の属性をこれまた概略的に示すのが基本的な構造である。その後になつてようやく具体的なエピソードが語られるのだが、右掲の伝が見せる人物描写はどこまでも個人を顕彰するものに過ぎず、その意味で「伝」という形式の類型性を脱し得ていないのは一目瞭然である。

そもそも『懷風藻』における種々の人物伝は、「漢文伝」という文学様式の草創期に当たるものであり、毀誉褒貶以前に文学史的価値を十分認めなくてはならないのも事実である。だが、あくまでテキスト理解の問題として、六国史における薨卒伝の類と全く同じ態度の人物描写・顕彰は、『保則伝』や『竹取』に認められる、社会の有り様を広く捉えた上で客観的に描き出すようにする叙述態度と比較した時、やはり「類型性を脱し得ていない」との評価を禁じ得ないのである。

ただし、描写の類型性は他の僧三名のそれと同断でありながらも、「釈智蔵伝」は、

・ 同伴僧等、頗有忌害之心。法師察之、計全軀之方、遂被髮陽狂、奔蕩道路。密写三藏要義、……（中略）。同伴輕蔑、以爲鬼狂、遂不爲害。（同・79頁）

のごとく、狂人を装って髪を振り乱し、道で走り回ったという

伝奇的エピソードを記すが、果たしてそれが事実か否かはさておき、その記述の眼目は結局彼の機知を顕彰する方向にのみ回収されてしまっているのだ。

皇族・官人の伝も同じく典型的な個人顕彰に留まるが、興味深い内容を見せるのが「大津皇子伝」である。謀反のかどで捕らえられ、非業の死を遂げた皇子として知られる大津に関する記述は、正史たる『書紀』朱鳥元年九月二十四日条・十月三日条にも見える。かように彼は政治的敗者とすべき人物だが、その伝は果たして何を語るのか。

・皇子者、淨御原帝之長子也。……（中略）。時有新羅僧行心、解<sub>二</sub>天文卜筮<sub>一</sub>。詔皇子曰、「太子骨法、不是人臣之相」。以此久在<sub>二</sub>下位<sub>一</sub>、恐不<sub>レ</sub>全<sub>レ</sub>身。「因進<sub>二</sub>逆謀<sub>一</sub>。迷<sub>二</sub>此詿誤<sub>一</sub>、遂凶<sub>二</sub>不軌<sub>一</sub>。」（同・74～75頁）

『懷風藻』の伝は、「行心」なる僧が「逆謀を進」んだために、大津は「此の詿誤に迷」って「不軌」＝謀反を起こしたのだと述べる。一方『書紀』＝正史の側は、この事件をめぐる、次のごとく記す。

◇皇子大津、謀反発覺。逮<sub>二</sub>捕皇子大津<sub>一</sub>、并捕<sub>下</sub>為<sub>二</sub>皇子大津所<sub>一</sub>。詿誤直広肆八口朝臣音糧……（中略）・新羅沙門行心、及帳内礪杵道作等、卅余人上。

（『日本書紀』朱鳥元年十月三日／岩波文庫⑤・440頁）  
右掲の記事は皇子大津に加え、「皇子大津の詿誤する所とな」る諸々の被疑者を列挙し、彼らを捕らえたと述べる。矢作武氏も指摘している通り、『懷風藻』と『書紀』とでは、「詿誤」する主体が逆転して記述されているのだ。

官撰にあらざる漢詩集の『懷風藻』と官撰国史たる『書紀』、いずれの内容が真実であるかは即断しがたい。だが、第二三節で明らかならしめた〈批判精神〉は、単なる朝廷・権力者批判にのみ収斂してゆくものではない。たとえ結果として権力者批判が認められようとも、より広く社会の種々相を捉え、そこに生起する諸問題をあくまでも客観的に描き出し、対象化して捉えようとする態度こそが〈批判精神〉であり、この「大津皇子伝」にそうした精神性は、未だ胚胎していないのである。

続いて、『懷風藻』の次は「清麻呂伝」であるが、現存「清麻呂伝」の藍本として和氣氏家伝の存在が想定される根拠の一つに、その姉広虫の伝も併記されている事実があり、そこで次のエピソードが語られている。

・（惠美押勝ノ）乱止之後、民苦<sub>二</sub>飢疫<sub>一</sub>、棄<sub>二</sub>子草間<sub>一</sub>。遣<sub>二</sub>人收養<sub>一</sub>、得<sub>二</sub>八十三兒<sub>一</sub>。同名<sub>二</sub>養子<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>葛木首<sub>一</sub>。

（群書類従／354頁）

恵美押勝の乱後、広虫は飢饉や疫病に苦しんだ民衆の捨てた孤児を養子とし、葛木首の姓を賜ったという。この記述、前の『保則伝』が官吏や権門勢家の不当行為がために苦しむ民衆の姿——まさしく当時の社会が直面していた問題——を描き出した表現行為と、ややもすれば軌を一にするように思われるかもしれない。しかるに、飢饉や疫病はある時代・社会に特異的に生ずる問題ではなく、六国史を検するだけでも『書紀』から『三代実録』に至るまで一貫してあまた見出される。さらに恵美押勝の乱と飢饉・疫病との関係も認めがたく、かかる乱を主題的に取り上げた言説とも言えない。かような描写は、とどのつまり広虫の顕彰に全て還元されてしまい、そこには国家統治や行政の混乱を描き出そうする精神性は決して胚胎していない。その点において、『保則伝』が見せることき〈批判精神〉を獲得した叙述とは言えないのである。

なお、『清麻呂伝』全体の描写を見ると、奇譚・奇瑞に走る傾向が強く認められる。

- ・清麻呂祈曰、「今大神所<sub>レ</sub>教、是国家之大事也。託宣難<sub>レ</sub>信。願示<sub>二</sub>神異<sub>一</sub>。」即忽然現<sub>レ</sub>形、其長三丈許也。相如<sub>二</sub>満月<sub>一</sub>、清麻呂消<sub>レ</sub>魂失<sub>レ</sub>度、不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>仰見<sub>一</sub>。(355頁)
- ・道鏡又追将<sub>レ</sub>殺<sub>二</sub>清麻呂於道<sub>一</sub>。雷雨晦暝、未<sub>レ</sub>即<sub>二</sub>行<sub>レ</sub>刑<sub>一</sub>。俄

而勅使来、僅得<sub>レ</sub>免。

(同頁)

- ・弟清麻呂脚<sub>レ</sub>痿、不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>起立<sub>一</sub>、为<sub>二</sub>拜<sub>三</sub>八幡神<sub>一</sub>。輿<sub>レ</sub>病即<sub>レ</sub>路。及<sub>二</sub>至<sub>三</sub>豊前国宇佐郡<sub>一</sub>栝<sub>二</sub>田村<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>野猪<sub>三</sub>三百許<sub>一</sub>、夾<sub>レ</sub>路而列。徐步<sub>前<sub>二</sub>驅<sub>一</sub></sub>十許里、走入<sub>二</sub>山中<sub>一</sub>。见人共異<sub>レ</sub>之。拜<sub>レ</sub>社之日始得<sub>二</sub>起歩<sub>一</sub>。(355～356頁)

清麻呂が野生の猪によつて歩行可能になった、などの奇譚には確かに虚構性も認められようが、それは虚構によつて何らかの真実を映し出そうとする態度の叙述ではない。極端に理想的「良吏」を描いた『保則伝』と、虚構の世界を作り出した『竹取』は、各々そのテクニストを通して現実社会の実相を描き出さんとしたが、かかる表現行為と単なる奇譚・奇瑞とを決して同列には扱えないのである。

## 第五節 「散文」の成立

最後にもう一点、〈批判精神〉と関わり合う問題について、附言しておきたい。西郷信綱氏はその著書『日本古代文学史』において「散文の成立」という項を掲げ、「散文は、個人として反省し、分析し、批判し、認識する」という、詩とはむしろ反対の機能をもつ新しい表現の形式で、その志向は魔術的なもの

を切斷しようとする「ことにおかれる」と述べるが、これは「散文」という表現形式の概括的な定義を示す重要な指摘である。

また、石母田正氏も同様に、

したがって人間生活の複雑な連関やその微妙な細部を描こうとする場合において散文形式は最も独自の機能を發揮するのであつて、散文学の発達をもたらしたものは文学の表現しようとする主題の変化である。……（中略）。平安時代における物語様式の異状な発達、従来の散文学の形式上の継承発展ではあるが、その基礎は文学における主題が単なる主観の表白から複雑な現実を描写しようとする客観的方向に変わったことにあると考えられる。

と分析している。続いて平沢竜介氏も「散文とは表現する対象とある距離を持つことによつて、はじめてその対象を具象的にとらえることができる文体である」と規定した上で、「人々が自然とある距離を持ち、それを対象化して見られるようになるのは、平安時代に入つてからのことではなからうか。この頃になると、人々は自然を日常的、散文的な姿で捉えるようになる」と言うが、この指摘は前掲西郷著書や前掲石母田論文の議論を、大筋において肯定的に継承するものと見てよい。

以上、これら先学の指摘では、「散文」を（現実社会を客観

的に描写し、批判ないし対象化する）機能を持つ文体と捉えており、煩を避けるため直接の引用は控えたが、その成立時期は平安朝前期の仮名文学に置かれている。

平安朝前期における「散文」成立という文章表現史上の問題は、国語史などさらに多様な角度から考究せられるべきであつて、全てをここで論ずることは困難を極めるが、本稿の（批判精神）という観点から、「散文」について説明できる点もある。

『保則伝』や『竹取』に認められる（批判精神）とは、単なる為政者批判やイデオロギーの類ではなく、現実社会の有り様を客観的に描き出すことによつて、それを対象化する機能を有しているものであつたことは、ここまで縷説してきた通りである。かかる叙述態度は、先学が指摘した「散文」の「人間生活の複雑な連関やその微妙な細部を描こうとする」ごとき態度とまさに符合するものと思われる。前掲石母田論文が「説きつくし描きつくし得る」と評した「散文」本来の機能は、かかる（批判精神）をテキストに具現ならしめようとする段になつて初めて、十分に機能せしめられたのではなからうか。それが「散文」が散文＝韻律にとられない非韻文という形式を取ることの意味であるように思う。



## 第六節 結語——〈批判精神〉をめぐる

以上、『保則伝』の〈批判精神〉をめぐる、後代の作り物語や前代の漢文体テキストとも比較しながら、前後の文学史との関わりの中に置いてその具体相を論じた。いささか冗長の感もあるが、今一度その定義を明確ならしめたい。前代の人物伝のごとく単に個人を顕彰するためではなく、また政治的イデオロギーを主張するためでもなく、社会における多様な階層・問題をすくい上げ、相対化しようとする態度が、作品の展開上不可欠な要素たり得ている、そうした叙述に認められる精神性を〈批判精神〉と呼びたいのだ。そして、その〈批判精神〉が『保則伝』の叙述態度に認められること、さらにそれは前代の漢文体テキストには決して求め得ないものであり、仮名の作り物語も含めた前後の文学史において、『保則伝』の〈批判精神〉が画期的なものであったことを明らかにした。

『保則伝』については第三節にて詳細な分析を行ったが、とりわけ引用⑦で触れた、大宰府の混乱をめぐる『保則伝』と正史・官符の叙述の差異こそ、〈批判精神〉についてさらなる示唆を与えてくれよう。稿者はその差異を「その文献が担う役割」

に帰したが、言い換えればそれは「何を書かなければいけないのか」という制約の問題である。あくまで一般論だが、あらゆる事象は、そこに選択の自由があることで初めて、その選択という行為、主体の意識や精神といった問題が浮上してくるはずだ。「律令政治のはなやかな時代の政府の権威を負って撰修せられ」た正史とは対照的に、「漢文伝」という文学様式は、個人の事績を伝えるという建前さえ放棄しなければ、それ以外の制約は存在しない。だからこそ、『保則伝』と時期をほぼ同じうして成立したと思しき『恒貞親王伝』も、承和の変に關して正史『続後紀』には載らないエピソードを記し、「正史と鋭く対立しながらその不当性を強く主張する」ことに成功したのだ。

『保則伝』に戻ってみると、そのような制約のない状況下で、大宰府で荒れる悪党たちの拠所ない事情について清行が筆を走らせたのは、やはり〈批判精神〉無しには達成できなかった叙述と言うべきなのではなからうか。

〈批判精神〉がいつ、どのように発生・成立したのかという問題に正面から対峙した先行研究は未だ管見に入らないが、『竹取』のごとき仮名文学が成立する以前、万一そう言つて悪ければ少なくとも確実に同時期に『保則伝』という漢文のテキストが〈批判精神〉を獲得していたことを明らかにしめることで、

日本の散文叙述における（批判精神）の発生・成立という問題についても、その一端を解明し得たと思う。「保則伝」に（批判精神）が認められるという事実は、それを我が国の文学史上に置き直した時、それ自体が大きな意義を持つものと言うべきである。

## 注

- (1) 『国史大辞典』「国風文化」の項（川崎庸之氏執筆）  
 (2) 『日本国語大辞典』「国風文化」の項  
 (3) 「仮名文学の成立」をめぐる議論の全ては到底記し尽くせないが、野口元大『王朝仮名文学論攷』I・第二章「仮名文学の開花」（風間書房、平十四。初出昭五六）、三谷邦明「物語文学の成立」（三谷栄一編『体系物語文学史 第一巻』有精堂、昭五七）、室伏信助『王朝物語史の研究』（角川書店、平七）など参照。  
 (4) 「保則伝」本文の引用は原則として「統群書類従」（群）に拠ったが、前田育徳会尊経閣文庫蔵『諸寺縁起集』（尊、京都大学附属図書館蔵「藤原保則伝残編」（京）も参照して、必要に応じて本文を改訂し、改訂箇所は傍点を付した。その他の文献は各々所掲の書物に基づいたが、私意により返り点や句読点を補うなど、適当と思われる形で引用した。「神服直雄」について、群は「真」に作るが（直『三代実録』）と傍記、尊も「真」に作る（京は当該部欠文。「神服直雄」「神服真雄」ともに歴史文献にその名は一例も見えず、判断に足る根拠は今日残らない。群の傍記、『三代実録』にひとまず従い、「直雄」とした。

- (6) 所功『藤原保則伝』の基礎的考察」（芸林会編「芸林」21の3、昭四・五・六）  
 (7) 「而」について、群は「無」に作るが、文意不明。尊・京に従って改訂する。  
 (8) 「路」は群になし。尊・京によって補う。また、群・尊・京全て「赴為賊徒~~之~~国~~之~~民」に作るが、「思想体系」の判断に従って二つ目の「之」は衍字として削除した。  
 (9) 坂本太郎『坂本太郎著作集 第三卷 六国史』第一編「総説」（吉川弘文館、昭六四）初出昭四五。  
 (10) 大曾根章介『漢文学における伝記と巷説』—紀長谷雄と三善清行—」（『日本漢文学論集 第二巻』汲古書院、平一〇）初出昭四四。矢作武「三善清行の方法——藤原保則伝考——」早稲田大学国文学会編『国文学研究』50（昭四八・六）。大曾根章介「上代から中古へ——漢文伝記の世界——」前掲書。初出昭五四。など。  
 (11) 今井源衛『漢文伝の世界』（今井源衛著作集 第八巻）笠間書院、平一七）初出昭三三。  
 (12) 高橋富雄『藤原保則伝における元慶の乱』（今村教授退官記念会編『秋田地方史の研究』金沢文庫、昭四八）  
 (13) 後藤康文『傀儡がもたらした苦悩と絶望——竹取の翁の人生を考える』（仁平尊明編『悩める人間——人文学の処方箋』北海道大学出版会、平二九）  
 (14) 国史大系所収の原文は返り点付き漢文。稿者が私に訓み下した。  
 (15) 保立道久『かぐや姫と王権神話』（洋泉社、平二二）  
 (16) 王土王民思想については、村井章介「王土王民思想と九世紀の転換」（『日本中世境界史論』岩波書店、平二五。初出平七）を参照。  
 (17) 『国史大辞典』「和氣清麻呂伝」の項（平野邦雄執筆）  
 (18) 矢作武『懷風藻』所載の「伝」とその虚構性」（早稲田大学国文学会

- 編「国文学研究」54、昭四九・一〇。
- (19) 本稿では『群書類従』所収のテキストを『清麻呂伝』と呼び、明らかに誤記や解説不能箇所のみ『後紀』によって補う。
- (20) 「路」について、群類本は「路」に作るが、文意不明。『後紀』に従う。
- (21) 西郷信綱『日本古代文学史』（岩波現代文庫、平一七）。初版昭二六。なお、以降の引用文中の傍線は全て稿者によるものである。
- (22) 石母田正『宇津保物語』についての覚書——貴族社会の叙事詩としての——（石母田正著作集 第十一卷）岩波書店、平二二）初出昭一八。
- (23) 平沢竜介「古代文学における自然表現——『古事記』『万葉集』から平安文学へ——」（『王朝文学の始発』笠間書院、平二二）初出平一一。
- (24) 前掲注（9）坂本著書。
- (25) 渡辺秀夫「漢文伝と史書と物語と——『護国僧の廃太子』『恒貞親王伝]断章——」（至文堂編「国文学 解釈と鑑賞」56の10、平三・一〇）

【付記】

本稿における『藤原保則伝』の本文校訂・確定にあたっては、京都大学附属図書館ならびに前田育徳会尊経閣文庫のご厚意により、資料の閲覧、複写、翻刻利用の許可をいただきました。貴重な資料を利用させていただいたことに、記して深く感謝申し上げます。